

○平成31年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	共通	1 人員	勤務表	平成24年岐阜県条例第79号第26条、第30条	勤務実績表について、施設の管理者の勤務状況の記載がないため、常勤であることが明確になるよう整備すること。	可茂県事務所
2	共通	1 人員	勤務表	平成24年岐阜県条例第77号第90条（第30条準用）	従業員の勤務実績表について、月ごとの勤務状況が分かるよう、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明記すること。	可茂県事務所
3	共通	3 運営	運営規程	平成24年岐阜県条例第77号第88条	運営規程に、苦情に対応するために講じる措置に関する事項を定めること。	可茂県事務所
4	共通	3 運営	重要事項説明書	平成24年岐阜県条例第77号第90条（第9条準用）	重要事項説明書について、運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制等が明確になるよう、項目を追加すること。	可茂県事務所
5	共通	3 運営	重要事項説明書	平成24年岐阜県条例第77号第9条、第36条	重要事項説明書について、苦情受付機関の名称が一部誤って表記されていたため、正式名称で表記すること。	可茂県事務所
6	共通	2 設備	苦情処理	平成24年岐阜県条例第77号第36条	苦情相談の窓口について、事業所内の見やすい位置に掲示を行うこと。	可茂県事務所
7	共通	3 運営	秘密保持	平成24年岐阜県条例第77号第103条（第33条準用）	従業員の秘密保持について、誓約書の確認ができない職員が見受けられたため、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講ずること。	可茂県事務所

○平成31年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	運営規程	(介護保険法第75条第1項、介護保険法施行規則第131条)	運営規程等の記載について、指定介護予防訪問介護は、平成30年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業として市町村に移行されているため、変更のうえ県事務所に届出を行うこと。	可茂県事務所
2	訪問介護	3 運営	身分証	平成24年岐阜県条例第77号第19条	実地指導時に身分を証する書類を確認できない職員が見受けられたため、訪問時には必ず携帯すること。	可茂県事務所
3	訪問看護	4 報酬	複数名訪問加算	平成12年厚生省告示第19号 別表3 注4、平成12年老企第36号 第2の4(10)	複数名訪問加算について、訪問看護料金表において加算の説明は行っているが、利用者又はそのご家族等に対し、厚生労働大臣が定める基準のうち一人で看護を行うことが困難な理由に該当する理由を示し、あらかじめ書面で同意を得ておくこと。	可茂県事務所
4	訪問介護	3 運営	感染症対策	平成24年岐阜県条例第77号第31条	感染症及び食中毒防止のための研修について、実施されたことが確認できなかったため、記録を作成すること。	可茂県事務所
5	訪問介護	1 人員	人員基準	平成24年岐阜県条例第77号第17条、第24条	訪問介護員等の配置について、人員基準を満たしていないため、すみやかに人員基準を満たす配置を行うこと。	可茂県事務所
6	訪問介護	3 運営	サービス計画書	平成24年岐阜県条例第77号第23条、第24条	訪問介護計画の評価について、前計画の評価内容を明確にし、次期計画に適切に反映させること。	可茂県事務所
7	訪問介護	3 運営	サービス計画書	平成24年岐阜県条例第77号第17条、第24条	訪問介護計画について、居宅サービス計画における認定期間を超過して目標期間が設定されていたため、居宅サービス計画に沿って適切に期間を設定すること。	可茂県事務所
8	訪問介護	3 運営	サービス提供の記録	平成24年岐阜県条例第77号第23条、第24条、平成12年厚生省告示第19号別表1 注2、19、平成12年老企第36号第2の2(1)	身体介護中心型を算定している利用者について、実施報告書に記載されている実施項目が生活援助のみを実施していることとなっている事例が散見されたため、提供内容を正確提供内容を正確に記載するとともに、必要に応じて訪問介護計画を見直すこと。	可茂県事務所
9	訪問介護	1 人員	勤務表	平成24年岐阜県条例第77号第6条、第30条	従業員の勤務実績表について、訪問介護の業務を行っていない職員が訪問介護員として表示されていたため、修正すること。	可茂県事務所
10	訪問介護	3 運営	秘密保持	平成24年岐阜県条例第77号第33条	従業員の秘密保持について、誓約書の確認ができない職員が見受けられたため、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講ずること。	可茂県事務所
11	訪問介護	3 運営	個人情報の取扱い	平成24年岐阜県条例第77号第33条	事業所の利用者に対する個人情報の取扱いについて、重要事項説明書において同意が確認できない事例が見受けられたので、適切に整備すること。	可茂県事務所
12	訪問看護	3 運営	秘密保持	平成24年岐阜県条例第77号第73条（第33条準用）	従業員の秘密保持について、誓約書の確認ができない職員が見受けられたため、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講ずること。	可茂県事務所
13	訪問介護	3 運営	感染症対策	平成24年岐阜県条例第77号第31条	感染症及び食中毒防止の研修について、口頭では伝達しているとのことであるが、記録としても保管しておくこと。	可茂県事務所
14	訪問介護	3 運営	事故対応・事故防止	平成24年岐阜県条例第77号第28条、第38条	事故発生防止のための研修について、実施されたことが確認できなかったため、定期的の実施し、記録として残しておくこと。	可茂県事務所
15	訪問看護	3 運営	事故対応・事故防止	平成24年岐阜県条例第77号第28条、第38条	事故発生防止のための研修について、実施されたことが確認できなかったため、定期的の実施し、記録として残しておくこと。	可茂県事務所
16	訪問介護	1 人員	勤務表	平成24年岐阜県条例第77号第6条、第30条	勤務実績表について、訪問介護員等が人員基準以上配置されていることが明確に分かるよう様式を再検討すること。	可茂県事務所
17	訪問介護	4 報酬	特定事業所加算	平成12年厚生省告示第19号別表1 注9、平成12年老企第36号第2の2(12)	特定事業所加算について、全ての訪問介護員等ごとの研修計画を作成し、実施しなければならないが、一部研修計画が確認できない職員がいたため、確実に計画を策定し、実施すること。	可茂県事務所
18	訪問介護	4 報酬	複数名訪問加算	平成12年厚生省告示第19号別表1 注7、平成12年老企第36号第2の2(11)	同時に2人の訪問介護員等が訪問介護を行う場合について、厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であることが明記されず、利用者又は家族からの同意が確認できない事例があったため、適切に同意を得たうえで実施すること。	可茂県事務所
19	訪問介護	4 報酬	介護職員処遇改善加算	平成24年岐阜県条例第77号第23条、第24条	介護職員処遇改善加算については、年度ごとに加算を行うものであるため、年度当初には各職員に対し処遇改善の計画を周知すること。	可茂県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
20	訪問看護	1 人員	人員基準	介護保険法第75条第1項、介護保険法施行規則第131条、平成24年岐阜県条例第77号第73条（第33条準用）	人員基準について、過去に常勤換算2.5人を満たさないまま、従業員の補充、変更の届出を怠っていたため、適正に人員管理及び届出を行うこと。	可茂県事務所
21	訪問看護	1 人員	人員基準	平成24年岐阜県条例第77号第73条（第30条準用）	従業員1名について、貴事業所の従業員であることが分かる辞令が発令されていないため、適切に手続きを行うこと。	可茂県事務所
22	訪問看護	5 その他	廃止届	介護保険法第74条第5項、第75条第2項	貴事業所において事業所の廃止を検討しているが、廃止後の利用者の引継ぎ先が全て確定していないため、速やかに調整し、廃止届を提出すること。	可茂県事務所
23	訪問介護	3 運営	虐待防止	介護保険法第74条第6項	虐待防止のための研修について、昨年度、今年度と実施されていないため、実施のうえ記録を作成すること。	可茂県事務所
24	訪問介護	1 人員	勤務表	平成24年岐阜県条例第77号第6条、第30条	勤務実績表について、常勤・非常勤及び専従・兼務の関係を明記するとともに、併設有料老人ホーム従業員としての勤務時間は除外すること。	可茂県事務所
25	訪問介護	3 運営	サービス計画書	平成24年岐阜県条例第77号第23条、第24条	訪問介護計画について、サービス提供開始日を超過して利用者からの同意を得ている事例があったため、計画の同意を得たうえでサービスを実施すること。	可茂県事務所
26	訪問介護	3 運営	サービス提供の記録	平成24年岐阜県条例第77号第20条	サービスの提供の記録について、実際にどのようなサービスを提供しているか不明確なものがあったため、実施したサービスを具体的に記録しておくこと。	可茂県事務所
27	居宅療養管理指導	3 運営	歯科衛生士等の管理指導計画	平成12年厚生省告示第19号 別表5ホ、平成12年老企第36号 第2の6(5)	歯科衛生士等の管理指導計画について、口腔衛生に関する事項、摂食・嚥下機能に関する事項、解決すべき課題に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載し、利用者の疾病の状況及び療養上必要な実地指導内容や訪問頻度等の具体的な計画を含めた管理指導計画を作成のうえ、利用者又はその家族に説明し同意を得ること。	可茂県事務所

○平成31年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	4 報酬	同一建物減算	(平成12年厚生省告示第19号別表6 注18、19、平成12年老企第36号第2の7(18)、(19))	事業所と同一建物に居住する利用者に対する減算について、送迎を行わない場合の減算と同時に計算されており、過少請求となっていたため、適切に減算を行うこと。	可茂県事務所
2	通所介護	4 報酬	事業所規模の確認	(平成12年厚生省告示第19号別表6 注18、19、平成12年老企第36号第2の7(18)、(19))	事業所規模の確認について、月ごとの利用者数は算出しているが、前年度の平均利用述人員数を毎年度算出すること。確認の結果、事業所規模区分が変更となる場合は、変更の届出を行うこと。	可茂県事務所
3	通所介護	1 人員	勤務表	平成12年老企第36号第2の7(4)	勤務実績表について、実際に勤務した時間が記入されていなかったため、勤務実績に基づいて人員基準以上の職員配置が確認できるよう適正に整備すること。	可茂県事務所
4	通所介護	3 運営	運営規程	介護保険法第75条第1項、介護保険法施行規則第131条	運営規程等の記載について、指定介護予防通所介護は、平成30年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業として市町村に移行されており、負担割合についても古いままであるため、変更のうえ県事務所に届出を行うこと。	可茂県事務所
5	通所介護	3 運営	感染症対策	平成24年岐阜県条例第77号第101条	感染症及び食中毒の対策マニュアルについて、事業所として整備されていることが確認できなかったため、作成のうえ研修等で職員に周知し、有事に対応できるよう必要な措置を講ずること。	可茂県事務所
6	通所介護	3 運営	苦情処理	平成24年岐阜県条例第77号第103条（第36条準用）	苦情については、サービスの質の向上を図る上での重要な情報であり、組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、内容、サービスの質の向上に向けた取組等を記録できるよう様式を整備し、事例があれば組織で情報共有し、個別に保管すること。	可茂県事務所
7	通所介護	3 運営	サービス計画書	平成24年岐阜県条例第77号第96条	通所介護計画について、居宅サービス計画の内容の一部が反映されていない事例があったため、適切に作成すること。	可茂県事務所
8	通所介護	3 運営	サービス提供時間	平成24年岐阜県条例第77号第97条	サービス提供時間について、運営規程と実際に運用している時間が異なるため、整合性を図ること。	可茂県事務所
9	通所介護	4 報酬	事業所規模の確認	平成12年老企第36号第2の7(4)	事業所規模区分の確認が行われていないので毎年3月に当該年度（4月～2月）の利用者実績から月平均延べ利用者数を算定し、適切に確認を行うこと。確認の結果、事業所規模区分が変更となる場合は、変更の届出（体制届）を行うこと。	可茂県事務所
10	通所介護	4 報酬	介護職員処遇改善加算		介護職員処遇改善加算については、年度ごとに加算を行うものであるので、年度当初には各職員に対し処遇改善の計画を周知すること。	可茂県事務所
11	通所介護	4 報酬	延長加算	平成12年厚生省告示第19号別表6注1、3、平成12年老企第36号第2の7(1)、(3)	通所介護費の請求に当たっては、通所介護計画に基づき、指定を受けたサービス提供時間及び時間内での標準的な時間区分で報酬算定する必要があるが、指定を受けたサービス提供時間を超えて介護を行った場合に、サービス提供時間を超えた時間区分で報酬算定されている事案が見受けられた。 また、延長加算については指定を受けたサービス提供時間が8時間以上9時間未満の時間区分の前後に引き続いてサービス提供が行われる場合に限り、算定が可能であるが、当該事業所は7時間以上8時間未満の指定でのサービス提供の事業所であるため、加算算定はできないし、延長サービスを行った事実だけをもって算定することもできない。このため、同様に延長加算を算定した事案について自己点検を行い、必要に応じて過誤調整を行うこと。	可茂県事務所
12	通所リハビリテーション	4 報酬	事業所規模の確認	平成12年老企第36号第2の8(7)	事業所規模区分の確認が行われていないので毎年3月に当該年度（4月～2月）の利用者実績から月平均延べ利用者数を算定し、適切に確認を行うこと。確認の結果、事業所規模区分が変更となる場合は、変更の届出（体制届）を行うこと。	可茂県事務所
13	通所リハビリテーション	4 報酬	リハビリテーションマネジメント加算	平成12年厚生省告示第19号 別表7 注7、平成12年老企第36号 第2の8(10)	リハビリテーションマネジメント加算について、リハビリ開始から1か月以内に利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査を実施した記録が確認できない事例があったため、記録を残しておくこと。	可茂県事務所
14	通所介護	1 人員	勤務表	平成24年岐阜県条例第77号第92条、第98条	勤務実績表について、介護職員がサービス提供時間を通じて配置されていることが明確に分かるよう様式を再検討すること。	可茂県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
15	通所介護	3 運営	サービス計画書	平成24年岐阜県条例第77号第96条	通所介護計画の評価について、実施項目の継続又は変更が分かるよう明確に記載すること。	可茂県事務所
16	通所介護	3 運営	非常災害対策	平成24年岐阜県条例第77号第100条	非常災害対策に係る計画について、貴事業所としての計画が整備されていないため、適切に整備すること。	可茂県事務所
17	通所介護	3 運営	サービス計画書	平成24年岐阜県条例第77号第96条	通所介護計画について、居宅サービス計画に沿った計画となっていない項目があるため、適切に作成すること。	可茂県事務所
18	通所介護	3 運営	サービス計画書	平成24年岐阜県条例第77号第96条	通所介護計画の評価について、書面上確認できない事例が見受けられたため、確実に実施のうえ保管すること。	可茂県事務所
19	通所リハビリテーション	3 運営	虐待防止	介護保険法第74条第6項	虐待防止のための研修について、昨年度、今年度と実施されていないため、実施のうえ記録を作成すること。	可茂県事務所
20	通所リハビリテーション	3 運営	感染症対策	平成24年岐阜県条例第77号第132条	感染症及び食中毒の防止に関するマニュアルについて、事業所独自のマニュアルが整備されていないため、整備のうえ定期的に見直しを行うこと。	可茂県事務所
21	通所リハビリテーション	4 報酬	リハビリテーションマネジメント加算	平成12年厚生省告示第19号 別表7注7、平成12年老企第36号 第2の8(10)	リハビリテーションマネジメント加算に係る居宅の訪問記録について、訪問日等の記載漏れがあったため、詳細に記載すること。	可茂県事務所
22	通所介護	4 報酬	サービス提供体制強化加算	平成12年厚生省告示第19号 別表6二、平成12年老企第36号 第2の7(22)	サービス提供体制強化加算について、介護福祉士が基準以上配置できていない月が見受けられたため、平成30年4月～平成31年2月の配置状況を確認のうえ、基準以上配置できていない場合は届出を行い、遡って過誤調整を実施すること。	可茂県事務所
23	通所介護	3 運営	運営規定	介護保険法第75条第1項、介護保険法施行規則第131条	運営規程について、従業員数の変更後に県事務所へ届出がなかったため、変更後10日以内に確実に届出を行うこと。	可茂県事務所
24	通所介護	3 運営	虐待防止	介護保険法第74条第6項	虐待防止のための研修について、昨年度、今年度と実施されていないため、実施のうえ記録を作成すること。	可茂県事務所
25	通所介護	3 運営	感染症対策	平成24年岐阜県条例第77号第98条、第101条	感染症及び食中毒対策の研修について実施していなかったため、確実に実施のうえ、記録として残しておくこと。	可茂県事務所
26	通所介護	5 その他	苦情処理	平成24年岐阜県条例第77号第102条	苦情対応のマニュアルについて、苦情記録の保存期間が2年となっているため、5年に修正すること。	可茂県事務所
27	通所介護	1 人員	勤務表	平成24年岐阜県条例第77号第92条、第98条	看護職員と兼務の機能訓練指導員について、勤務実績表で表示がないため、機能訓練指導員を配置していることが分かるよう明記すること。	可茂県事務所
28	通所介護	3 運営	事故対応	平成24年岐阜県条例第77号第101条の2、岐阜県介護保険施設等における事故発生の防止及び発生時の対応マニュアル3-(1)	送迎対応中に発生した骨折事故について、県及び市町村に報告されていなかったため、確実に報告すること。	可茂県事務所
29	通所介護	1 人員	勤務表	平成24年岐阜県条例第77号第92条、第98条	勤務実績表について、常勤・非常勤、専従・兼務の勤務形態を明らかにするとともに、生活相談員、機能訓練指導員の配置状況を明確にすること。	可茂県事務所
30	通所介護	3 運営	サービス計画書	平成24年岐阜県条例第77号第96条	通所介護計画について評価がされていないものが散見されるため、前計画を評価したうえで次期計画を作成すること。	可茂県事務所

○平成31年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	短期入所生活介護	3 運営	定員の遵守	（平成24年岐阜県条例第77号第156条、第158条、第166条、平成12年老企第40号第2の1通則（3）、平成12年厚生省告示第19号別表8、平成12年老企第40号第2の2（2））	短期入所生活介護における定員の超過について、以下のとおり不適正な運営が判明した。 速やかに定員超過状態を解消するとともに、歴月における平均利用者数が定員を超えた月について遡って自己点検のうえ、当該月の翌月から定員超過が解消されるに至った月の翌月までの利用者全員分について過誤調整を行うこと。 ■日中、共同生活室での一時的な利用者の定員超過が常態化していた。 ■静養室のベッドを1人用居室に入れ、面積要件に満たないにも関わらず、夫婦2人で利用させていた。 ■ユニット型短期入所生活介護事業所において、ユニットに属する居室に該当しない基準外の設備である静養室を居室として使用させていた。	可茂県事務所
2	短期入所生活介護	3 運営	居室でのサービス提供	（介護保険法第41条、平成12年厚生省告示第19号別表8 注1、平成12年老企第40号第2の2（1）ハ、平成24年岐阜県条例第77号第156条、第158条、第166条）	ユニット型短期入所生活介護事業所において、ユニットに属する居室に該当しない基準外の設備で、短期入所生活介護を実施したとしても、報酬を請求できる要件に該当しないため、運用を改めること。	可茂県事務所
3	短期入所生活介護	2 運営	看護体制加算	（平成12年厚生省告示第19号別表8 注8、平成12年老企第40号第2の2（10））	看護体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）について、定員超過利用に該当している場合は算定できないため、対象月について過誤調整を行うこと。	可茂県事務所
4	短期入所生活介護	3 運営	サービス計画書	（平成24年岐阜県条例第77号第160条、第167条（準用第143条））	短期入所生活介護計画について、利用者からの同意が書面上確認できないものが見受けられたため、計画の内容について説明し、同意を得たうえでサービス提供を行うこと。	可茂県事務所
5	短期入所生活介護	1 人員	人員基準	平成24年岐阜県条例第77号第165条	ユニット内の介護職員又は看護職員の配置について、休憩時の職員交代により、現地確認時に配置されていないユニットが見受けられたため、常時配置すること。	可茂県事務所
6	短期入所生活介護	3 運営	食事の提供	平成24年岐阜県条例第77号第162条	適時の食事の提供について、夕食を午後5時より前に提供している事例が見受けられたため、早くても午後5時以降とすること。	可茂県事務所
7	短期入所生活介護	3 運営	食事内容の検討	（平成24年岐阜県条例第77号第162条、平成12年老企第40号第2の1（10））	食事内容については、短期入所生活介護事業所の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないが、その会議が開催されていないため、開催のうえ、各利用者の栄養状態に合った栄養管理を行い、食事内容に反映させること。	可茂県事務所
8	特定施設入居者生活介護	3 運営	虐待防止	平成24年岐阜県条例第77号第210条	職員の新規採用時における身体拘束等の適切化の研修について、実施されたことが明確に分かる記録が作成されていなかったため、適切に研修記録を残すこと。	可茂県事務所
9	特定施設入居者生活介護	3 運営	非常災害対策	平成24年岐阜県条例第77号第221条（第100条準用）	避難訓練について、平成30年度は年1回の実施となっていたため、年2回以上実施するとともに、うち1回は夜間想定訓練を実施すること。	可茂県事務所
10	特定施設入居者生活介護	3 運営	サービス計画書	平成24年岐阜県条例第77号第210条、第211条	特定施設サービス計画について、更新後に利用者又は家族からの同意が書面上確認できない事例が見受けられたため、作成後は速やかに交付し、同意を得ること。	可茂県事務所
11	特定施設入居者生活介護	3 運営	事故対応	平成24年岐阜県条例第77号第221条（第38条準用）	医療機関への受診となった利用者の事故について、県への報告がされていない事例があったため、当該事故発生時に速やかに県事務所及び保険者である市町村へ報告すること。	可茂県事務所
12	特定施設入居者生活介護	1 人員	勤務表	平成24年岐阜県条例第77号第217条	従業員の勤務実績表について、常勤・非常勤の別、看護職員及び機能訓練指導員の兼務関係が明確となるよう整備すること。	可茂県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
13	特定施設入居者生活介護	3 運営	秘密保持	平成24年岐阜県条例第77号第221条（第33条準用）	従業者の秘密保持について誓約書を徴取しているが、誓約書の確認ができない職員が見受けられたため、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講ずること。	可茂県事務所
14	特定施設入居者生活介護	3 運営	サービス計画書	平成24年岐阜県条例第77号第210条、第211条	特定施設サービス計画の評価について、具体的な評価が記録されていないため、計画の継続、見直しの理由が分かるよう適切に評価すること。	可茂県事務所
15	特定施設入居者生活介護	3 運営	虐待防止	平成24年岐阜県条例第77号第210条	身体的拘束等の適正化のための指針について、職員研修に関する基本方針について明記すること。	可茂県事務所
16	特定施設入居者生活介護	3 運営	サービス計画書	平成24年岐阜県条例第77号第210条、第211条	特定施設サービス計画の評価について、変更内容及び変更理由を明確に記載すること。	可茂県事務所
17	短期入所生活介護	3 運営	感染症対策	平成24年岐阜県条例第77号第167条（第155条準用（第101条準用））	感染症及び食中毒対策の研修について、実施したことが確認できなかったため、定期的に行い、記録として残しておくこと。	可茂県事務所
18	短期入所生活介護	3 運営	事故対応	平成24年岐阜県条例第77号第167条（第155条準用（第101条の2準用））	事故発生時及び事故防止のためのマニュアルについて、作成されていなかったため、適切に整備し、従業員が対応できるように周知すること。	可茂県事務所
19	短期入所生活介護	1 人員	勤務表	平成24年岐阜県条例第77号第161条、第165条	ユニット内の介護職員又は看護職員の配置について、一時的に欠ける時間帯があるため、適切に配置すること。従業員の勤務実績表について、ユニットごとに適切に配置できているか明確に確認できないため、記載方法を再検討すること	可茂県事務所
20	短期入所生活介護	3 運営	サービス計画書	平成24年岐阜県条例第77号第160条、第167条（第143条準用）	短期入所生活介護計画について、同意を得ていることが確認できない事例があったため、当該計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。	可茂県事務所
21	短期入所生活介護	3 運営	サービス計画書	平成24年岐阜県条例第77号第167条（第143条準用）	短期入所生活介護計画について、見直しの時期に前計画の評価がされていないため、適切に評価を行い、次期計画に反映させること。	可茂県事務所
22	短期入所生活介護	3 運営	居室でのサービス提供	平成24年岐阜県条例第77号第158条	ユニット型個室の利用について、1人部屋を夫婦部屋として利用させ、一人あたりの面積基準を満たさない状態が見受けられたため、部屋ごとの定員を厳守すること	可茂県事務所
23	短期入所生活介護	1 人員	勤務表	平成24年岐阜県条例第77号第167条（第155条準用（第98条準用））	勤務実績表について、月ごとに人員基準を満たすことが分かるよう、従業員ごとに勤務時間及び常勤換算数を表示すること。	可茂県事務所
24	短期入所生活介護	3 運営	サービス計画書	平成24年岐阜県条例第77号第167条（第143条準用）	短期入所生活介護計画について、利用者からの同意が書面上確認できないものが見受けられたため、計画の内容について説明し、同意を得たうえでサービス提供を行うこと。	可茂県事務所
25	短期入所生活介護	3 運営	サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号別表8 注5、平成12年老企第40号第2の2(7)	個別機能訓練計画の記載事項について、利用者ごとに実施時間を記載できるよう整備すること。	可茂県事務所
26	短期入所生活介護	1 人員	勤務表	平成24年岐阜県条例第77号第167条（第155条準用（第98条準用））	勤務実績表について、常勤・非常勤、専従・兼務の勤務形態を明記するとともに、生活相談員、機能訓練指導員の配置状況を明確にすること。	可茂県事務所
27	短期入所生活介護	3 運営	サービス計画書	平成24年岐阜県条例第77号第167条（第143条準用）	短期入所生活介護計画書について、同意が確認できない事例があったため、同意を得たうえでサービスを提供すること。	可茂県事務所
28	短期入所生活介護	3 運営	入浴	平成24年岐阜県条例第77号第161条	入所者への入浴頻度について、会議記録等で週1回の入浴しかできていない事例が見受けられたため、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、入所者の意向に応じた入浴の機会を確保すること。	可茂県事務所
29	短期入所生活介護	3 運営	定員の遵守	平成24年岐阜県条例第77号第166条、平成12年老企第40号第2の1通則(2)、(3)、平成12年厚生省告示第19号別表8、平成12年老企第40号第2の2(2)	短期入所生活介護における定員の遵守状況について、事業所で定めた定員を超えて利用者を受入を行っている日が散見された。特別な理由なく、同時に定員以上の利用者にサービスを提供することは、基準条例第166条に違反するので、速やかに定員超過状態を解消すること。 また、歴月における平均利用者数が定員を超えた月について自己点検のうえ、減算の必要な定員超過月があった場合には、当該月の翌月まで利用者全員分について過誤調整を行うこと。	可茂県事務所

○平成31年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）※該当なし

○平成31年度 実地指導における主な指摘事項（施設サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人福祉施設	3 運営	サービス計画書	平成12年厚生省告示第21号 別表1へ、平成12年老企第40号 第2の5(21)	栄養ケア計画書について、低栄養リスクの表示がないまま同意を得ていた事例があったため、明確にしたうえで同意を得ること。	可茂県事務所
2	介護老人福祉施設	3 運営	虐待防止	平成24年岐阜県条例第79号第48条	身体的拘束防止に関する研修について、実施したことが分からないものが見受けられたため、確実に実施したことが分かるよう具体的に記録すること。	可茂県事務所
3	介護老人福祉施設	1 人員	勤務表	平成24年岐阜県条例第79号第5条、第53条	勤務実績表について、常勤・非常勤、専従・兼務の勤務形態を明記するとともに、生活相談員、機能訓練指導員の配置状況を明確にすること。	可茂県事務所
4	介護老人福祉施設	4 報酬	栄養マネジメント加算	平成12年厚生省告示第21号 別表1へ、平成12年老企第40号 第2の5(21)	栄養マネジメント加算について、同意は得られているが同意日の記載がないものがあったため、漏れのないよう適切に整備すること。また、栄養ケア計画の同意が得られていないまま加算を算定していた事例が見受けられたため、同様の事例がないか自己点検の上、遡って過誤調整を実施すること。	可茂県事務所
5	介護老人福祉施設	3 運営	サービス計画書	平成24年岐阜県条例第79号第55条（第17条準用）	施設サービス計画書について、同意が確認できない事例があったため、同意を得たうえでサービスを提供すること。	可茂県事務所
6	介護老人福祉施設	3 運営	入浴	平成24年岐阜県条例第79号第49条	入所者への入浴頻度について、会議記録等で週1回の入浴しかできていない事案が見受けられたため、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、入所者の意向に応じた入浴の機会を確保すること。	可茂県事務所